室蘭市公示第 42 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第１項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第１項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第５号）第８条の規定により、公示する。

平成 29 年 4 月 1 日

室　蘭　市　長　　青　山　　剛

（１）登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

（２）登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成 29 年 4 月 1 日